

(案)

※書面による契約の場合

製品生産事業請負契約書

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び
生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約 面積 (ha)	請負予定 数量 (m ³)	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
製品生産 事業 (小黒川 国有林)	一般	14.54	5,000			小黒川 国有林 2002林班 ろ小班	小黒川 国有林 2002林班 ろ小班
	検知		(4,140)				
	計	14.54	5,000		請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)		

(注)()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

- 2 事業期間

自 契約締結の翌日

至 令和8年2月13日

ただし、箇所別の事業期間は別紙「請負事業内訳書」のとおり

- 3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月23日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者

秋田県秋田市河辺和田字和田156-3
分任支出負担行為担当官

秋田森林管理署長 松浦 安剛 印

請負者

〔注〕請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

特約事項

1. 契約生産量について
発注者は、契約生産量が完了した場合は、素材生産にかかる契約を打ち切ることができるものとする。
また、特別な事業がある場合には国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
2. 労働災害の報告について
労働災害が発生した場合は、速やかに（発生当日を超えない）報告するものとする。
3. 検査（数量）場所について
山元生産量については山元土場とする。最終生産量については最終土場とする。
4. 巻立について
巻立は小班単位とし、複数の小班から出材した材を一巻にしないこと。また、高さや安定状態について監督職員等から指摘を受けた場合は速やかに対処すること。
5. 事業終了後の土場整理について
事業終了後の土場整理は、請負者の責任において行い、端材等の散乱がないように整理すること。
6. 保安林等の手続について
当該事業箇所は保安林等の規制があることから、所定の手続を経てから事業に着手すること。手続終了後でも行為の追加や変更がある場合には、新たな手続が必要になるので、監督職員に連絡し指示を受けること。
7. 水質汚濁防止対策について
下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事業計画及び事業の実行段階において予防対策を講じるとともに周辺地域の環境保全に努めなければならない。請負者の責により汚濁等が発生した場合は、請負者が汚濁等の除去および防止ならびに下流の関係者への説明を講じなければならない。
8. 虫害対策について
虫害時期には防虫対策として薬剤散布を行い、製品の品質管理に努めること。
9. 登山道や歩道がある場合の対応について
登山道や歩道がある場合は、原則として搬出路敷にしないこと。やむを得ず搬出路敷として使用しなければならない場合は、監督職員と協議のうえ線形や作業期間を決定することとし、作業中は通行止め、使用後は必ず現状復旧を行うこと。
10. 林業機械が林道を走行する場合の対応について
林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運

搬する時の支障とならないようにすること。

11. 直送システムについて

本契約は、国有林材（製品）の安定供給システム販売における直送システムを試行する物件であり、直送システムの予定数量は 860 m³とする。

なお、安定供給システム販売の公募において、直送システムに関する企画提案の申請がない場合は、山元土場での巻立経費及び検知数量を変更する。

※直送システムとは、山元土場での検知は行わず、安定供給システム協定者の自動選別機で計測された本数・材積を採用する方法。

12. その他

森林施業上の理由から作業期間に制限のある箇所がある場合には、該当箇所の伐採・搬出については監督職員と協議したうえで作業すること。

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

別紙

請負事業内訳書

[illegible]

(案)

※電子調達システムによる契約の場合

製品生産事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 秋田森林管理署長 松浦 安剛と請負者 とは各々の
対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和7年6月23日に交付し
た国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実に
これを履行するものとする。

案件名称	製品生産事業（小黑川国有林）
案件内容・仕様	別紙契約内訳書のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和8年2月13日
契約期間	契約締結の翌日 ～ 令和8年2月13日
納入場所・履行場所	小黑川国有林2002林班ろ小班
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和7年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長
松浦 安剛

請負者

契約内訳書

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び
生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請負予定数量 (m ³)	請負予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了検査場所
製品生産事業 (小黒川国有林)	一般	14.54	5,000		契約書のとおり	小黒川 国有林 2002林班 ろ小班	小黒川 国有林 2002林班 ろ小班
	検知		(4,140)				
	計	14.54	5,000				

(注) () の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

- 2 事業期間

自 契約締結の翌日

至 令和8年2月13日

ただし、箇所別の事業期間は別紙「請負事業内訳書」のとおり

- 3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5 特約事項

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

契約条項

第 1 条 別冊国有林野事業製品生産事業請負契約約款のとおり

特約事項

1. 契約生産量について
発注者は、契約生産量が完了した場合は、素材生産にかかる契約を打ち切ることができるものとする。
また、特別な事業がある場合には国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
2. 労働災害の報告について
労働災害が発生した場合は、速やかに（発生当日を超えない）報告するものとする。
3. 検査（数量）場所について
山元生産量については山元土場とする。最終生産量については最終土場とする。
4. 巻立について
巻立は小班単位とし、複数の小班から出材した材を一巻にしないこと。また、高さや安定状態について監督職員等から指摘を受けた場合は速やかに対処すること。
5. 事業終了後の土場整理について
事業終了後の土場整理は、請負者の責任において行い、端材等の散乱がないように整理すること。
6. 保安林等の手続について
当該事業箇所は保安林等の規制があることから、所定の手続を経てから事業に着手すること。手続終了後でも行為の追加や変更がある場合には、新たな手続が必要になるので、監督職員に連絡し指示を受けること。
7. 水質汚濁防止対策について
下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事業計画及び事業の実行段階において予防対策を講じるとともに周辺地域の環境保全に努めなければならない。請負者の責により汚濁等が発生した場合は、請負者が汚濁等の除去および防止ならびに下流の関係者への説明を講じなければならない。
8. 虫害対策について
虫害時期には防虫対策として薬剤散布を行い、製品の品質管理に努めること。
9. 登山道や歩道がある場合の対応について
登山道や歩道がある場合は、原則として搬出路敷にしないこと。やむを得ず搬出路敷として使用しなければならない場合は、監督職員と協議のうえ線形や作業期間を決定することとし、作業中は通行止め、使用後は必ず現状復旧を行うこと。
10. 林業機械が林道を走行する場合の対応について
林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運

搬する時の支障とならないようにすること。

11. 直送システムについて

本契約は、国有林材（製品）の安定供給システム販売における直送システムを試行する物件であり、直送システムの予定数量は 860 m³とする。

なお、安定供給システム販売の公募において、直送システムに関する企画提案の申請がない場合は、山元土場での巻立経費及び検知数量を変更する。

※直送システムとは、山元土場での検知は行わず、安定供給システム協定者の自動選別機で計測された本数・材積を採用する方法。

12. その他

森林施業上の理由から作業期間に制限のある箇所がある場合には、該当箇所の伐採・搬出については監督職員と協議したうえで作業すること。

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

別紙

請負事業内訳書

[illegible]